

Renaissance

2018.7

暑 中 お 見 舞 い 申 し 上 げ ま す

No.48

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



撮影:T.Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男	弁護士 中野直輝	弁護士 尾関栄作	弁護士 檀浦康仁	弁護士 勝又敬介	弁護士 木村環樹
弁護士 渡邊健司	弁護士 上禰幹也	弁護士 水野憲幸	弁護士 南善隆	弁護士 森下達	弁護士 奥村典子
弁護士 小宮仁	弁護士 遠藤悠介	弁護士 加藤耕輔	弁護士 横井優太	弁護士 長江昂紀	弁護士 服部文哉
弁護士 米山健太	弁護士 中内良枝	弁護士 田村祐希子	弁護士 友近歩美	弁護士 深尾至	弁護士 佐藤康平
弁護士 柿本悠貴	弁護士 横田秀俊	弁護士 安井孝侑記	弁護士 加藤純介	弁護士 牧村拓樹	弁護士 岩田雅男
弁護士 田中隼輝	弁護士 黒岩将史	税理士 大橋由美子	税理士 大橋信義	司法書士 萩野直樹	司法書士 戸松泰志
司法書士 日下部敬太	社会保険 労務士 原田 聡	社会保険 労務士 小木曾裕子	社会保険 労務士 大内直子		

ルネサンスの読書の皆様

暑中お見舞い申し上げます。

弁護士 村上 文男



不夜城から健康城

昔、当事務所は「不夜城」と言われたことがあります。

私は昔から仕事が趣味だと公言している仕事大好き人間で、睡眠時間は一日五時間を切り、元旦から働き、大晦日までの一年間、事務所に出動しない日が無い事が続く時期もありました。まさしく猛烈仕事人間でした。

その結果が、現在の愛知総合法律事務所につながっていると思っております。ただし周囲からは、「不夜城」呼ばれる、ありがたくない呼び名の由来でもあります。

しかし時代は流れ、現在の私は、水曜日は自宅で勤務を行い、十九時頃には帰ります。定時である、十八時に帰宅する事が現在の目標です。隔世の感がします。

事務局の働き方改革

私の猛烈な働き方に影響されてか古い事務局員は、二十時、二十一時まで業務にあたり、残業が常態化していました。

しかし今では一年前からはじめ

た、残業ゼロ運動の成果で、定時の十八時から十九時までの帰宅がほとんどになりました。

十九時以降は、事務局員は誰もいないことが常態化するまでに成果を出しています。受任事件数は増加しているのですが、全体としては業務量も増加していますが、事務局員一人当たりの一日の労働時間は格段に少なくなっています。

全て事務局員の自主的な運動の成果です。事務所として行ったのは、電話対応時間を三十分短くして、帰り仕度をし易くする事と、職員の増員、新たにIT専属職員を採用する事でした。残業時間が減る事による給料減には、手当を支給する等の支援をしたりはしましたが、事務局員の自主的な残業ゼロ運動によるところが大きいです。

働き方改革は永久連続改革です。まだ始まったばかりですので、油断大敵ですが、私もビックリするほど、順調に進んでいます。

働き方改革の本質は生産性の向上、業務の高品質化です。本質に従った更なる働き方改革を進めたい。

次は弁護士の働き方改革です

弁護士の働き方改革を進めている法律事務所は皆無だと思えます。弁護士は個人事業主ですので、働らかされているとの意識が少なく、労働時間に対する意識も希薄です。又ボス弁の多くは残業するのがあたり前との古い体質の中で育ってきましたので、その意識が染み込んでいます。

しかし時代は大きく流れ、弁護士こそ働き方改革を考えなければならぬ業種となりつつあります。健全な働き方の中から真の人権擁護の実践があると思っております。

しかし弁護士の働き方改革は一筋縄ではいきません。旧態依然とした意識の改革の困難性。弁護士業務の特殊性、緊急性、スピード性等から難しいと考えています。

しかしいかなる難しさがあろうとも、結論としては弁護士の働き方改革をしなければ、弁護士法人愛知総合法律事務所の未来はないと断言できます。

進めます弁護士の働き方改革

四月に所属弁護士に働き方改革の提案をし、全員から意見を聞きました。あくまでも強制ではなく自主的なものだと前提です。

圧倒的多数派が総論としては弁護士の働き方改革は賛成でした。各論的にはこれも多数派ですが個別の事情があるので自分は時として例外が必要であるとの意見でした。

しかし事務局の働き方改革で成功しつつあり、成果を目の当りに見て、弁護士も真剣に実践しなければとの意識も強いようでした。

意見は大きな前進です。働き方改革は働き方を変えようと自らが自覚する事から始まります。又この意識改革が一番難しく、理解してもらったのが大変でした。そこがすんなりいったのも事務局の働き方改革の順調な仕上がりを見ていたからだろうと思っております。

弁護士の働き方改革が大きく前進する感触を得ています。

新体制で躍進！『愛知総合法律事務所』

共同代表就任のご挨拶

本年1月より弊所の共同代表に就任しました弁護士
の南と申します。

この度、共同代表の大役を仰せつかり、その責任
の重さに身の引き締まる思いをいたしております。

弊所は昭和53年に村上文男代表弁護士が開所さ
れ、40年以上の歴史がございます。

このような歴史有る事務所の経営に携わらせて頂
くことについて、不安と期待と嬉しさと様々な思いが
自分の中でも交錯し、未だ整理が出来ておりません。
弊所の歴史と伝統をより盤石なものとし、今後より存
在価値の高い法律事務所にしていくことが私の使命
だと思っております。

弊所は平成22年に小牧市に支所を開設したのを
機に、その後、名古屋市内外に複数の支所を開設し、
本年9箇所目の支所として岡崎市に支所を開設しま

弁護士 南 善隆



した。私自身、津島支所及び新瑞橋支所の所長を務
めた経験もあり、地域の皆様に寄り添う法的サービ
スの提供の重要性と意義を強く認識しているところ
であります。

今後もこれまで以上に、本部と支所とで変わらぬ
良質な法的サービスを提供できるよう、所員一同邁
進して参ります。

元より浅学非才の身ではありますが、弁護士になっ
た時の初心を忘れることなく、共同代表としての職責
を全うする決意でありますので、今後とも皆様のご支
援とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し
上げます。

弁護士の病院勤務日記

平成29年11月より、大学病院へ出向し病院内弁
護士として勤務しています。日々、様々な立場の方か
ら相談を受けていますので、何回かにわけて日々の
業務をご紹介します。

紛争予防への関与

事務所勤務時代は、医療機関側弁護士として医療
訴訟に関与していましたが、現在は患者さんやその
ご家族に対する対応を検討し、医療機関と患者さん
が無用な誤解のために対立してしまうような事態を
防いでいます。

患者さんの容態が思わしくないとき、医師は医学
的知識を持っているため、想定内の事態として改善
に努めます。一方で、患者さんやそのご家族は今後ど
うなるか不安なため、特に医師からの説明が十分で
ない場合はさらに強い不安を感じたり、医療機関に

弁護士 米山 健太



対して不信感を覚えてしまいます。

私は、職員からの事情聴取や診療記録を確認し、
医療者側と患者さんの認識の違いの原因がどこにあ
るかを探しだし、患者さんにとって、よりわかりやすい
説明をするための助言や資料作成を行っています。
一方で、患者さんから「裁判する、通報する」と言われ
たために対応に萎縮している医療者には、今後の見
通しや対応方法を伝え安心していただき、医師・患者
の関係が壊れてしまわないよう配慮しています。

そのほか、このような紛争をさらに手前の段階で
防止するため、複数の病院でセミナー講師を担当し、
医師が負う説明義務の根拠や自己決定権との関係
などを、極力法律的な用語を用いずに簡易に説明す
るよう心がけています

弁護士の説明義務について、深く考えざるをえな
い毎日です。

岡崎事務所 開設から5か月経って



岡崎事務所
所長弁護士 安井孝侑記

ルネサンス読者の皆様、岡崎事務所所長
弁護士の安井孝侑記です。

平成三十年三月に岡崎事務所を開設し
てから、五ヶ月が経とうとしております。
開所当初から、多くの皆様にご相談に來
て頂いております。ご相談の内容としては、
離婚、相続、労働トラブル、交通事故、刑事
事件、破産や債務整理といった借金問題、
契約トラブル等、多岐にわたっております。
皆様、ご相談にいらっしゃる際には、様々
なことでお悩みになられていらっしゃいま
すが、弁護士にご相談されたことで、お帰りに
なるときには、晴れやかなお顔になっ
ていらっしゃるところをみると、弁護士としての
仕事のやりがいを感じる毎日です。

また、ご相談にお越しいただき、ご依頼を
いただいた依頼者様とは現在も事件を担当
させていただき、ともに事件処理をさせてい
ただいております。皆様の中には、弁護士へ
依頼をすることが人生において最初で最後
という方もいらっしゃると思いますが、少し
でも良い解決になるよう、日々の業務を行
う所存でございます。

さて、少し岡崎事務所の現在についてお
話しさせていただきます。

平成三十年三月に岡崎事務所を開所し
た当時は、弁護士二名、事務局一名体制にて
スタートいたしました。開所当初から多
くの皆様のお問い合わせをいただいたこと
より、すぐに人員不足となり、四月から事務
局を一名増員し、弁護士二名、事務局二名体
制となりました。

現在、名古屋丸の内本部と同レベルの
リーガルサービスを提供できるよう、依頼
者の皆様のために所員三人一丸となって、
日々業務にあたっております。

次に、開所当初、岡崎事務所始めてお
越し頂く相談者様から、「名鉄東岡崎駅か
ら徒歩一分で立地は素晴らしいのだが、看板
等がないため迷ってしまった。」等のご意見
を多くいただいております。

せっかくわざわざ事務所にお越しいただ
くにもかかわらず、看板等が存在しない状
態は相談者様にとっても不便をおかけして
おりました。このため、五月から、建物の二
階部分に相当する高さの岡崎事務所の看
板を事務所が入るビルの横に設置させてい



ただきました。この看板は、名鉄東岡崎駅
南口からすぐ目につく大きさですので、駅
をご利用される方たちにも、愛知総合法律
事務所を知っていただけたらと思います。

ここまでは、岡崎事務所のご報告をさせ
ていただきましたが、ここからは、私安井個
人のご報告をさせていただきます。と思いま
す。岡崎事務所の特徴の一つとして、愛知総
合法律事務所始めて、愛知県弁護士会の
本庁管轄以外への出店となります。弁護士
は全員弁護士会に所属するのですが、愛知
県弁護士会には複数の支部がございます。
ここ岡崎は、愛知県弁護士会の西三河支部
の管轄になることから、私も岡崎事務所の
開設と併せて、本庁から西三河支部に登録
を変更させていただきました。

その結果、現在西三河支部の委員会活動
にも複数参加させていただき、週に何度も
名古屋地方裁判所岡崎支部の隣にある西
三河支部会館に通っております。

西三河支部の先輩弁護士の皆様と一緒に
、西三河地方の市民の皆様へのリーガル
サービスの提供に協力させていただきたい
と思っております。

また、私は現在、名古屋から岡崎に住まい
を移しました。仕事が終わった平日の夜や、
休日には岡崎の街を散策しております。紙
面の関係で詳しくお話しさせていただきます
とはできませんが、今後機会がございましたら、岡崎の街の良さをお話しさせていた
だきたいと思っております。

最後に、今後も、岡崎事務所事務局とも
ども、三河地方の皆様により良いリーガル
サービスを提供できるよう、研鑽を続けて
いきますので、何かお悩み事ございましたら、お気軽に岡崎事務所までご連絡くださ
います。

O K A Z A K I O F F I C E

そうなんだ



最近増えてきた法律問題



弁護士
勝又敬介

自己破産の増加傾向について 銀行カードローンにご注意

最近、ごく普通の生活を送っていたのに、銀行からの借り入れによる多重債務で自己破産される方が増えています。

背景にあるのは、銀行カードローンの増加だと言われています。2006年の貸金業法の改正により、サラ金やカード会社は年収の三分の一を越える貸付が原則禁止されました。その結果、多重債務者が大幅に減少し、自己破産の件数もピーク時の四分の一程度まで激減しました。

しかし、銀行にはこの制限がなかったため、サラ金等にかわって銀行が積極的に個人への貸付を行うようになりました。サラ金等については怖いイメージを持っていた方も、「銀行は太丈夫」といった安心感から、ついつい借入を重ね、気がつけば家計が火の車、という方が多く、実際当事務所で扱う案件でも、こうしたケースは増えています。

銀行の貸し付けであっても、最近の個人向け融資では比較的高率の利息を取られるケースも多く、安易な借入から雪だるま式に借金が増えてしまう危険性があります。不要不急の利用は避け、借りた場合でも返済が困難になるようであれば、早めに弁護士等にご相談なさることが望ましいと思います。



弁護士
岩田雅男

「報道」から伝わる 現在社会における「男女差別問題」

土俵に女性が上がったことに対する相模協会の対応が問題視されたり、セクハラ被害を訴える「MeToo」運動が起こっていたりと、女性に関するニュースが多く報道されています。私も弁護士会の両性の平等に関する委員会に入会しており、関心をもってニュースを見ています。

法律の観点から女性問題（男性側に問題があるので「男性問題」というべきであると思いますが）を見てみると、代表的な問題はやはりセクハラです。セクハラ被害を訴える方法は、訴訟で損害賠償を求めることです。

裁判例を概観すると、セクハラだけでなく、同時にパワハラ被害も合わせて損害賠償請求を行っている事例が多くみられます。背後には、まだまだ男性優位の社会が続いており、男性が優位な地位を濫用して性的被害を与えているという現代社会が抱える問題が原因であるように感じられます。特に男性も含め社会全体で取り組む緊急の必要性を感じます。弊所としても真剣にこの問題に取り組みたいと考えております。セクハラ（と同時にパワハラ）でお悩みの方は、是非お気軽にご相談ください。



税理士
太橋由美子

人気の「ユーチューバー」を 税金の観点から考える

なりたい職業ランキングで上位のユーチューバー（YouTuber）へ動画投稿をしている人）として売れていく方法：ではなく、税金についてお話ししたいと思います。

動画投稿により得る広告等の収入について、サラリーマンで副業の場合には年間20万円以上の所得、広告収入等のみで生計を立てている場合には38万円以上の所得があれば確定申告が必要です。

この所得とは、収入から経費をマイナスした金額です。では経費となるものは、動画を録画、編集するためのビデオやパソコンなどの機材は、収入を得るために直接要した費用として経費となります。

その他、動画上で消耗するもの例えば風船を割る動画撮影で使った風船や花火を打ち上げる動画で使った花火などは、経費にすることができず。

ただし、高価な時計を購入する動画撮影に要した時計など資産となるものやプライベートでも使用する可能性があるものは、使用の割合に応じて経費にする必要があります。

また、経費の領収書等は保管をしなければ、税務調査の際に経費として認められない可能性がありますので注意が必要です。

経営者
必見!

社労士へ依頼

増えつつある労働問題

原田 最近、個人からだけでなく、企業側からの相談が多くなってきていますね。

小木曾 はい、四月に始まった「無期転換ルール」の対応など、大きな雇用ルールの変更があった影響もあつたでしょう。

原田 無期転換ルールって、どんなルールでしたか？

大内 有期労働契約が更新されて通算五年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールですよ。

原田 会社からはどんなことを相談されますか？

大内 年度更新をしていたアルバイト従業員から正社員にしてくれと言われたけどこれに従わないといけないうのかだとか、無期転換ルールが適用される前に従業員との雇用関係を終わらせたいが問題はないのかどうかですね。

小木曾 相談をお伺いしていると、社内の労務管理が不十分な企業もたくさんあり、無期転換ルールの相談にとどまらず、会社全体としての労

務管理体制へと相談内容が発展していくこともあります。

原田 相談者も、一つの労務問題をきっかけにいろいろな労務問題が提示されれば、今後の人事管理等やらなければならぬ労務管理の方向性が見えてくることもありそうですね。

大内 既に労働者とトラブルになってからの労働相談も多いですよ。

原田 不当解雇とか今までの残業代の未払いを支払えとかですか？

大内 そうです。会社としては、解雇は適切だし、残業代も払っているけど、従業員だけでなく、既に退職をしたはずの従業員からも内容証明郵便で回答を求めてきて対応できずに困っているとか。

小木曾 会社から相談をお伺いすると、適切な解雇だと思っていた解雇が実は適切とはいえないものであったり、残業代の支払方法にそもそも問題がある場合などもあります。

原田 具体的にはどんなこと？

小木曾 例えば、会社は、固定残業代として毎月一律3万円を払っている場合。固定残業制とは、企業が毎月

の残業時間を想定し、あらかじめ固定残業代を支払う制度ですが、固定残業代を支払っているとはいえども、固定残業代以上に残業をさせれば当然固定残業代の上に残業代を別途計算して支払う必要があります。しかし、企業側は、固定残業代を支払えば無制限に残業をさせることができると思っていました。

大内 早急に適切な労務管理をしていかないと知らず知らず未払残業代請求の種を育てているみたいですよ。想像しただけでも怖くなります。

小木曾 解雇も会社はいつでもできるわけではなく、一定のルールがありますが、それも無視すると解雇してしまつたあとに不当解雇の問題が発生してきます。

原田 労使のトラブルなんて会社にしてみれば生産性はないし、時間と費用の無駄だと思ふけど。

小木曾 そうですよ。早急に適切な労務管理を築いて働きやすい労働環境のもと効率のいい仕事で生産性を向上させたほうがいいですよ。

大内 少ない費用で適切な労務管理って、まさしく社労士顧問じゃない？

小木曾 労使間のトラブルを処理するだけでなく、トラブルを未然に防ぎ、さらには労使のWinWin体制構築を目指す「社労士顧問」はいいかでしょうか。



社会保険労務士
大内 直子

社会保険労務士
小木曾 裕子

社会保険労務士
原田 聡

Q&A

相続問題

生前の準備で変わる！相続問題の生前対策



弁護士
柿本悠貴

現在、日本の総人口の4人に1人が65歳以上の高齢者であることから「超高齢社会」と言われ、世界でも類を見ない速度で、高齢化が進んでいます。今回は、前号のルネサンスに続き、身近な生活の中で生じている相続問題の生前対策についてQ&Aの形でお答えいたします。

Q

現在、犬と猫を飼っています。
自分自身も高齢で、自分が亡くなった場合の犬や猫の面倒を見てもらえるか心配です。

A

一般社団法人ペットフード協会の調査によると、現在の犬・猫の推計飼育頭数全国合計は、1,844万6千頭であり、15歳未満の子供の数を上回っています。ルネサンスの読者の方々もペットを家族のように大切にされている方も多いのではないのでしょうか。しかし、ペットは、法律上は「物」すなわち動産として扱われて、亡くなった方の所有物として遺産分割の対象になり、相続人の所有物になります。大変稀ですが相続人間で揉める場合もあります。

相続人がいない場合やきちんと世話をしてもらえないか不安という場合には、遺言に明記することをお勧めします。ペットはあくまでも動産ですので、遺言に記入する場合にはペットの特徴等(種別・毛色・性別等)を記載して特定する必要があります。そして自分の死後の飼育をもらう人や業者、仮にペットが死亡した場合の供養の方法、飼育代の捻出方法等を明記する方がよいでしょう。

公正証書遺言にし遺言執行者を定めておけば、ペットを適切に飼育・管理してもらえるようになります。大切な家族を想い、遺言の作成を検討されている方はお気軽に当事務所へご相談ください。

Q

現在、私が先祖代々の仏壇やお墓を守っています。
私の死後、きちんと管理してくれるのでしょうか。

A

先祖代々の家系図という系譜、位牌や仏壇等の祭具、墓地や墓石といった墳墓は祭祀財産と呼ばれています。祭祀財産は、法定相続分や遺産分割協議により分割してしまうと、先祖を祀るという目的不達成の懸念から、一般的には、相続財産の対象にならないため、別個の手続にて決定する必要があります。

祖先の祭祀を承継するべき者は、法律上、「祭祀承継者」と言われています。

祭祀承継者の決定順位は、第1順位として「被相続人の指定に従って先祖の主催すべき者」、この者がいない場合には第2順位として「慣習に従って先祖の祭祀を主催すべき者」、この者もない場合には第3順位「家庭裁判所が定める」とされています。

祭祀承継者の争いは少なくなく、調停、審判による判断もなされる場合があります。第2順位の「慣習に従って先祖の祭祀を主催すべき者」の認定は、法律上決まりはありませんが、長男承継、男性承継といったものではなく、裁判所は「祭祀財産の承継者を指定するにあたっては、承継者と被相続人との身分関係のほか、過去の生活関係及び生活感情の緊密度、承継者の祭祀主宰の意思や能力、利害関係者の意見等諸般の事情を総合して判断する」としています。

また、祭祀承継者について紛争になった場合、承継者は一人に限定されるので、紛争の激化・長期化が避けられません。

祭祀承継者の紛争を未然に防いでおきたい、ご自身の死後の祭祀財産の管理をしてほしいという場合には、被相続人の生前に遺言にて祭祀承継者を指定しておくことをおすすめします。

予めご不安になっている方は、当事務所へご相談ください。

遺言では、ご自身の最後のお気持ちを付言事項として記したり、条件や負担を付けることも可能です。証人がいない場合や相続人には内密に遺言を作成したい場合等様々なご相談に応じますので、お気軽に当事務所へご相談ください。

当事務所では、平成30年5月に愛知総合法律事務所のホームページを全面リニューアルしました。
相続・高齢者問題に関する特別サイトも随時更新中です！【Q&Aや解決事例が多数掲載♪】

相続トラブル助け隊

検索

<http://www.souzokumondai.jp/>

司法書士のごある1日

新任司法書士の一日

- 10時 銀行にて不動産売買に立ち合い、必要書類の確認と代金の精算を進める。
- 12時 振込確認をして、必要書類を受け取り、無事に売買完了
- 13時 昼食を取りつつ、本日の売買に関する登記申請書類を整え、申請の準備
- 15時 法務局に登記申請
- 16時 事務所に戻り、書類の作成状況在市役所に確認。登記完了書類の返却準備等事務作業

緊張の一瞬

ミスが許されない

司法書士が不動産売買に立ち会うのは、代金の支払いと不動産の名義変更を同時に行うためです。代金を振り込んだが、名義変更ができないとなると大変なことになります。ミ

スは許されず、緊張する業務の一つです。

司法書士は外出が多い!?

司法書士は、不動産や会社の登記を、代理人として申請することをメインの業務としています。登記申請書を作成することはもちろん必要ですが、登記申請書以外にも必要な書類が多々あります。そのため、必要書類についての打合せ、受け取りのために外出することも多くなりま

す。また、直接お話しするため、ご依頼いただいた方の自宅にお伺いすることもあります。司法書士の仕事というと、事務所の中にいることが多いイメージですが、外出していることも割りと多いです。登記申請書と必要書類が揃った

司法書士
日下部 敬太

新任司法書士のご挨拶

司法書士
日下部 敬太



5月より司法書士として、愛知総合法律事務所勤務する事になりました、日下部敬太と申します。

私の自己紹介をさせていただくと、岐阜県で生まれ、愛知県内の大学を卒業し、弁護士法人愛知総合法律事務所勤務をしてきましたが、五月より、司法書士として活動していくこととなりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、司法書士は、不動産や会社の登記を通して、皆様の権利を守るお手伝いをする事を主な業務としています。具体的には、売買や相続により不動産の所有者に変更が生じた場合の名義変更、株式会社の設立、取締役が変更になった場合の役員変更手続きなどが挙げられます。また、学校法人・医療法人・NPO 法人などに関する登記も行います。これらは権利を守るための重要な手続きですが、多くの人にとってはあまりなじみがないかもしれません。人生の中で数回かわるかどうかだと思います。その数回の中で、依頼者に寄り添い、皆様の重要な権利を守るため、誠実に対応させていただきたいと思っております。

「登記ってどういうときに必要なの?」といったご質問から、細かい手続きまで、何かお困りごとがあれば、お気軽にご相談下さい。

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277(代表)

TEL.052-212-5275(相談専用ダイヤル)

FAX.052-971-7876

●お盆休みのお知らせ●

平成30年8月13日(月)から8月15日(水)までの3日間、お盆休みを取らせていただきます。

16日(木)より通常営業を開始致します。

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

昨年愛知総合法律事務所に入所させて頂き、早いもので一年が経ちました。

前職の経験を活かし、法律事務のIT化の業務を行って来ました。結果が出ているかどうかは周りが決める事ですが、自分自身では、新たなジャンルのお仕事ですので、通勤時に法律の勉強をしたり、家族サービスに使える時間が圧倒的に増えたので、旅行に行ったりと、大変満足出来る一年を過ごしました。

さて、今回のルネサンスはいかがでしたでしょうか? 総合法律事務所として、紙面に様々な士業の先生方に登場して頂き、総合力を打ち出せたかと思えます。次号も素朴な疑問や、日常の法律問題などをテーマに、紙面を作り込んでいきたいと思

早川

編集後記

after word

電話法律相談
 専用回線

TEL.052-212-5275
 受付時間 平日:午前9時30分~午後5時30分
 土日:午前9時30分~午後5時30分



名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
 ヤガミビル 4階・5階・6階(受付)

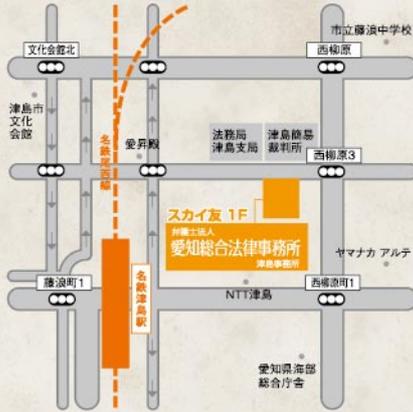
TEL.052-971-5277 (代表) FAX.052-971-7876



小牧事務所

〒485-0029 愛知県小牧市中央一丁目267番地
 小牧ガスビル2階

TEL.0568-68-6061 FAX.0568-68-6062



津島事務所

〒496-0047 愛知県津島市西柳原町三丁目2番地
 スカイ友1階

TEL.0567-23-2377 FAX.0567-23-3838



名古屋新瑞橋事務所

〒467-0842 名古屋市長瑞区妙音通四丁目40番地
 ソレイ新瑞ビル4階

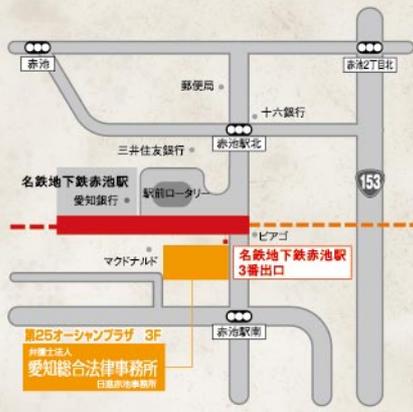
TEL.052-851-0171 FAX.052-851-0172



春日井事務所

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町四丁目122番地
 王子不動産名古屋ビル4階

TEL.0568-83-8177 FAX.0568-83-8170



日進赤池事務所

〒470-0125 愛知県日進市赤池一丁目3001番地
 第25オーシャンプラザ 3階

TEL.052-680-8501 FAX.052-680-8502



名古屋藤が丘事務所

〒465-0033 名古屋市長東区明が丘124番地1号
 ami amiビル 3階

TEL.052-778-9997 FAX.052-778-9998



高蔵寺事務所

〒487-0011 愛知県春日井市中央一丁目2番地2
 サンマルシェ南館1階

TEL.0568-37-3921 FAX.0568-37-3922



岡崎事務所

〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町字寺東1番1号
 名鉄東岡崎駅南館ビル4階

TEL.0564-84-5700 FAX.0564-84-5709



岐阜大垣事務所

〒503-0015 岐阜県大垣市林町五丁目18番地
 光和ビル4階

TEL.0584-84-2288 FAX.0584-84-2289